

脱経営者保証のあり方と経営者との関係

1 経営者保証に係る「中小・地域金融機関向けの

総合的な監督指針」の改正のねらい

金融庁監督局総務課監督調査室 監督調整官

橋野 永



一 はじめに

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、2022年12月23日に金融庁、経済産業省および財務省から「経営者保証改革プログラム」を公表した。また同日、金融機関が経営者保証を徴求する際の手続きに関する監督強化の観点から、金融庁において「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（注1）」（以下、「監督指針」という）等を改正し、公表したところである。本稿では監督指針改正の背景や、ねらい、今後の金融機関に求められる姿勢等について解説する。

二 これまでの経営者保証に関する取組み

経営者保証については、2014年2月に「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の運用が始まり、9年が経過したところである。運用開始以降も、事業承継を行う際、原則として前経営者、後継者の双方から個人保証の二重徴求を行わないことを盛り込んだ、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（2019年12月）の公表や、上限額の定めのない個人の根保証契約は無効とすることや、事業に関与していない第三者を保証人とする場合には公証人による保証意

思確認手続きが必要となること等を定めた改正民法の施行（2020年4月）などの取組みが行われてきた。

金融庁においても、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」（以下、「無保証融資割合」という）や「代表者交代時の二重徴求の割合」（注2）、民間金融機関による取組事例集（注3）の公表などを行い、金融機関の経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みを後押ししてきた。

民間金融機関による取組事例集には、金融機関の経営者保証に依存しない組織的な取組みが記載されており、例えば、経営者保証を徴求する際の審査に要する時間を、顧客とのリレー

ション構築に使いたいとの経営トップの考えのもと、原則経営者保証を徴求しない取組みや、経営者保証を徴求する際の要件について、ガイドラインの要件によらず、独自の基準を設けて柔軟に対応している取組みなど、前向きな取組みも見て取れる。

これら取組みの効果もあり、2022年度上期の無保証融資割合は2017年度の16・5%から、33・1%へと大幅に改善した（図表1）。

三 監督指針改正の背景

1 コミュニケーションギャップ

金融庁が行った金融機関への

いよいよ迫る相続登記の申請義務化と 登記申請の円滑化に向けた新たな取り組み

法務省民事局民事第一課長

藤田正人

一 はじめに

所有者不明土地問題への対応を目的とした令和3年民法・不動産登記法等改正（「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号））により、令和5年4月以降、相続登記の申請義務化（資料1）を始めとする新たな民事基本法制が順次施行されることは、ご存じの読者が多いであろう。

法務省では、新制度の円滑な施行に向けた準備を鋭意進めているが、本稿では、銀行実務に関係することが多いと思われる「不動産登記情報の最新化」という観点から、令和6年4月1日に始まる相続登記の申請義務

化を中心とする新制度の位置付けや見込まれる運用について、ご紹介することとしたい。

あわせて、今回の制度見直しに伴い、国民の皆様が自らの相続財産や不動産資産に改めて関心をもち、不動産の登記名義の確認や登記申請等の対応を行うことが期待されている。そこで、一般的に難しい手続きといわれる登記申請手続きについて、多くの皆様に関わりがある各種手続き（例えば、相続登記の申請や抵当権登記の抹消申請）に直面した場合の負担軽減を図る新たな情報提供についても、法務省として取組みを進めているところである。

以下では、令和5年4月から

順次施行される新制度を念頭に、意見にわたる部分は個人的見解も含め、法務省の取組を紹介することとしたい（本稿では、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）を「令和3年改正法」といい、令和3年改正法により改正された不動産登記法（平成16年法律第123号）を「新不登法」という）。

二 まずは増加する所有者不明土地

不動産登記簿を見ても、そこに記載された所有者の氏名や住所の情報が最新のものとなっておらず、真の所有者に容易にアクセスできない状況（所有者不明土地問題）が、その土地を

めた周辺の土地の取引や利活用、公共事業の妨げとなるなど、様々な場面で問題を発生させている。近時、「負動産」「空き地・空き家」の問題が深刻化しているとの指摘が各方面でされ、所有者不明土地問題の存在がようやく社会的に認識されてきた。もともと、不動産取引や相続は日常的な事柄でなく、この問題の深刻さについて実感を伴って受け止めている方は、それほど多くないかもしれない。

しかしながら、本誌の読者のように、顧客の資産管理や相続問題への対応等を業務とし、あるいは不動産・相続分野等の紛争予防や紛争解決を担う専門家の立場にある方にとっては、不

事業成長担保権と金融機関の対応

小沢・秋山法律事務所 弁護士 香月 裕爾

はじめに

金融審議会の「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告」（以下、「報告」という）が令和5年2月10日に公表された。この報告は、事業成長担保権の法制化を求める内容となっている。事業成長担保権は、事業法人の総財産を目的とする担保権であって、主にスタートアップ企業等不動産などの有形資産を持たない企業の事業全体を担保目的財産とする担保権である（注1）（注2）。

そこで、本稿では、前記報告

において明記された事業成長担保権の概要を説明した後、金融機関の対応についても検討することとする。

一 事業成長担保権に関する従前の経過

1 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」の設置と論点整理の公表

令和2年11月4日、金融庁に「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」（以下、「研究会」という）が設置され、同年12月25日に同研究会から論点整理が公表された。

2 論点整理2・0の公表

その後、研究会は令和3年11月30日に論点整理2・0を公表した。

二 ワーキング・グループの設置および現在の状況

岸田内閣は、令和4年6月7日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」人・技術・スタートアップへの投資の実現」を閣議決定したが、そこには「事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出すること

を目指す」との方針が示された。

同年9月30日に開催された金融審議会総会において、金融担当大臣から「スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度について検討を行うこと」との諮問がなされた。

前記諮問を受けた金融審議会は、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」（以下、「ワーキング・グループ」という）を設置し、審議が開始

山口省藏が訊く

金融業界の課題を読み解く

熱い!! 金融対談

第27回 捨てられる銀行

橋本卓典 (ゲスト) × 山口省藏 (聞き手)



テーマと概要

本連載は、金融業界における課題をテーマに、「熱い金融マン協会」を主催する山口省藏氏による識者との対談をお伝えするものである。

今回は、「捨てられる銀行」シリーズの著者、共同通信社編集委員の橋本卓典氏を迎えて、地域金融の現場について対談を行った。

● 地方の事業者・金融を取材するようになったルーツ

山口 地方の事業者・金融の話を書いている橋本さんのルーツについて、教えてください。

橋本 父方の橋本家は、熊本で庄屋を営んでいました。戊辰戦争の時に侍さんたちにお金を貸し込んでいました。武士の世の中が続くだろうといった、誤った事業性評価による貸出が回収不能になってしまい、家を畳むことになりました。

熊本から東京に行った橋本忠

次郎という人物が、当時の大倉喜八郎(明治大正時代の実業家)の部下になりました。大倉喜八郎による建設事業は後に大成建設になるのですが、その協力企業の橋本組として土木建築の仕事を行うようになりました。ちなみに、岐阜駅は橋本組が作り

ました。岐阜駅がある橋本町に、その名前が残っています。その後、西南戦争が起きて、戦争に関わった薩摩の人たちを刑務所に収容しなければいけないということになって、宮城の刑務所を作りました。宮城の刑務所について、橋本組が作るようになったことから、そちらに移り住むことになりました。今、宮城県に橋本組という名前前で建設会社が続いています。その橋本忠次郎の兄の血筋が私につながっています。このため、私の祖父も父も大成建設です。母方は、北海道のサロマ湖の近くで、木材加工の会社をやっていました。北海道の鉄道の枕木のほとんどを作った会社でした。

● 通信社の経済部での活躍

山口 最初に時事通信社に入っ

た経緯を教えてください。

橋本 私が就職活動をしていた1998年は、日本長期信用銀行や日本債券信用銀行が破綻した年です。尋常ならざる就職氷河期でした。銀行を含めた多くの企業を受けたなかで、たまたま時事通信社に拾っていただき、この道を歩むことになりました。もともと大学は、政治学科だったので、政治部の記者になるとの漠然とした思いはありましたが、就職活動が、公的資金、不良債権、金融再生法、金融監督庁の設立といったことが話題になっていった時期だったので、経済のことがわからないと政治部に行っても何の取材もできないと思います、まずは経済部にいかせてもらいました。

1999年4月に時事通信社に入社しました。経済部で為替の担当を2年くらいいして、その後、熊本の支局で4年間過ごして、東京の経済部に呼び戻されました。当時は、金融といっても、証券市場と上場企業が担当で、ライブドアや村上ファンドについて取材したりしていました。